

# 小美玉市通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成27年 3月

改正 令和 2年 4月

小美玉市通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組みの方針～の一部を改正する。

小美玉市通学路安全対策連絡会議

### 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、文部科学省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて小美玉市では、平成24年8月に各小学校の通学路、平成25年8月に各中学校の通学路において、学校、警察、道路管理者、教育委員会等の関係機関の連携体制を構築し、「小美玉市通学路交通安全プログラム」を策定し、緊急合同点検を実施し協議を行い、児童生徒の登下校の安全を確保するために、必要な対策を講じてきました。

しかしながら、他市町村では依然として交通事故による被害が相次いでいます。また、新潟市では下校中の児童が誘拐され殺害される事件が発生し、大阪府高槻市では学校管理下のブロック塀に児童が押しつぶされ死亡する事故が発生する等、通学路に関する様々な課題があることから、引き続き通学路における安全対策を行っていきます。

### 2 通学路安全対策連絡会議の設置

本市では、関係機関との連携を図るため、「小美玉市通学路安全対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を、平成25年8月に設置しました。

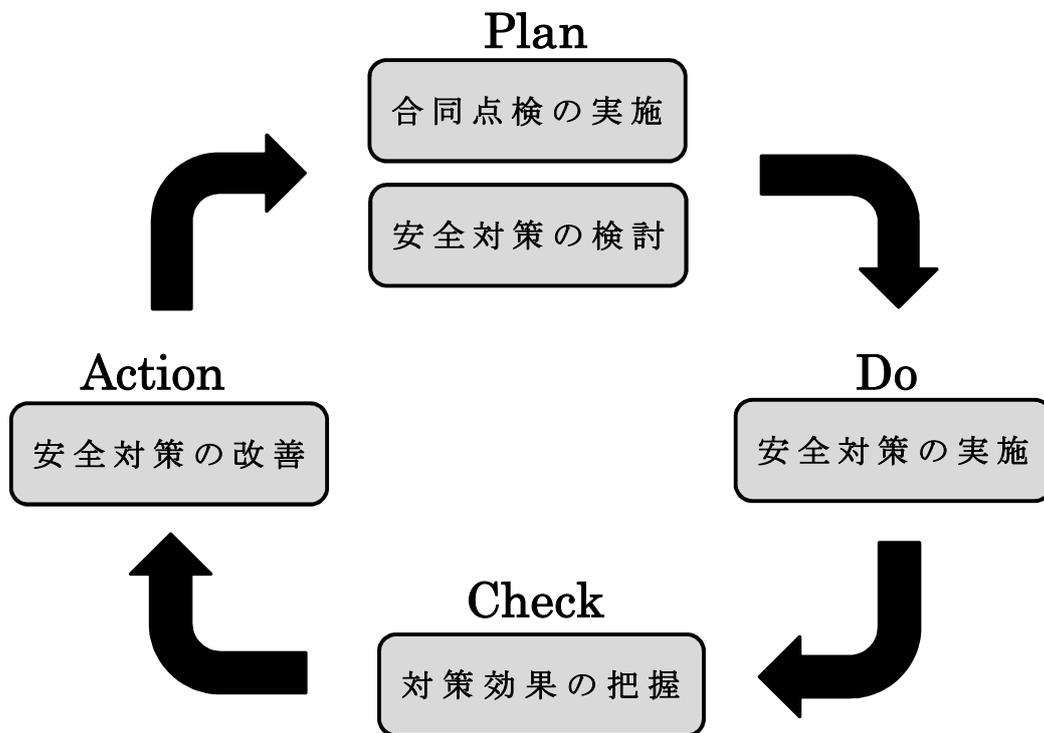
### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

今後も通学路の安全を確保するため、緊急合同点検を計画的かつ継続的に実施するとともに、対策実施後の効果の把握も行い、対策の改善、充実化を図ります。

これらの取組みを「通学路安全確保のためのPDCAサイクル」として、繰り返し実施し、さらなる通学路の安全性の向上を図ります。

## [通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



### (2) 合同点検の実施

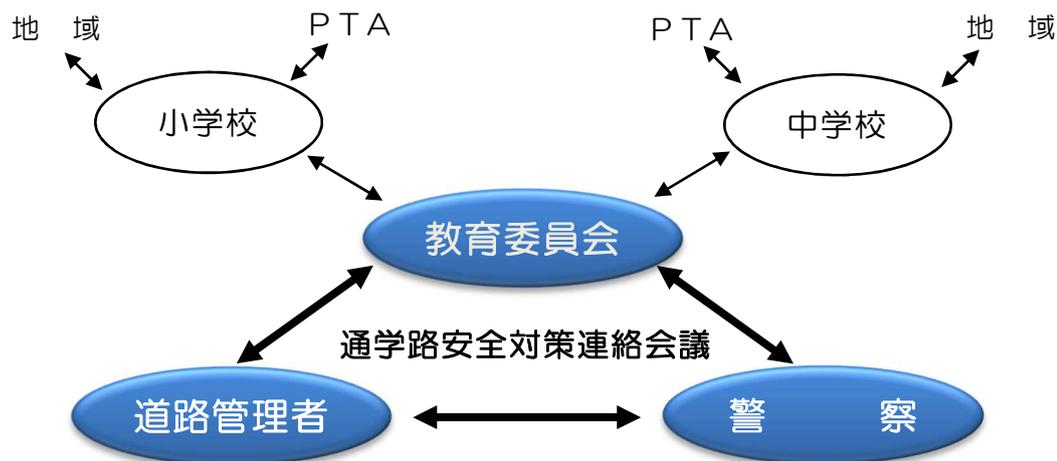
#### ① 小中学校による通学路点検

- ・ 各小中学校は、PTA、地域住民等と連携して通学路の点検を実施し、危険箇所の把握をします。
- ・ 各小中学校は、通学路点検の結果、危険箇所を発見したときは、その内容を教育委員会に報告します。

#### ② 連絡会議による合同点検

- ・ 教育委員会は、各小中学校からの危険箇所の報告をもとに、その通学路の状況及び危険の内容を精査し、安全対策が必要な箇所を設定します。
- ・ 安全対策が必要な箇所について、関係機関との協力のもと、合同点検を実施します。

### <合同点検のイメージ>



#### (3) 安全対策の検討

合同点検の結果により明らかになった安全対策が必要な箇所は、関係機関と、歩道整備、看板設置等のハード面からの対策や交通規制、交通安全教育等のソフト面からの対策について、具体的な実施内容を検討します。

#### (4) 安全対策の実施

それぞれの安全対策について、関係機関で協議した対策内容を踏まえて、教育委員会、学校と関係機関が連携を図り、早期解決に向けて、計画的に取組みを実施します。

#### (5) 対策効果の把握

安全対策の実施後においては、その対策について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への調査等を実施し、対策効果を把握します。

#### (6) 安全対策の改善

安全対策の実施後も、合同点検や効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

#### 4. 通学路安全対策箇所一覧表、箇所図の作成及び公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「通学路安全対策一覧表」及び「通学路安全対策箇所図」を作成し、随時、ホームページ等で公表します。

附則

このプログラムは、平成27年4月1日から施行する。

附則

このプログラムは、令和 2年4月1日から施行する。